

国営造成水利施設保全対策事業(継続)

1. 趣 旨

- (1) 国営土地改良事業等により造成されている基幹的な農業水利施設は、ダム、頭首工、用排水機場等の基幹的施設約6,700ヶ所、農業用排水路は全国で延長約4万kmにのぼっており、国民への安定的な食料供給基盤となる社会資本ストックを形成している。
- (2) こうした基幹的な農業水利施設は、その機能の適切な維持保全と次世代への承継が重要な課題となっており、今後こうした施設の多くが、順次更新時期を迎えることになるため、施設の長寿命化を図り、既存ストックの有効活用を実現することが国民経済的視点から不可欠となっている。
- (3) 基幹的な農業水利施設の大部分は、土地改良区等に管理委託されているが、今後とも膨大な農業水利ストックの有効活用を図るため、土地改良区等が管理主体として適切にその能力・機能を発揮できるような条件整備が必要である。
- (4) こうした観点から、施設の管理者である土地改良区等は、国の指導・助言を受けつつ、施設の長寿命化に資する予防保全対策を実施し、国は、予防保全対策に関する施設の保全に係る権利の設定等の措置を講ずる。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

国営造成水利施設保全対策事業

国が策定した予防保全基本計画を踏まえ、施設の長寿命化に資する予防保全対策を実施する。

国営造成水利施設保全対策推進事業

国営造成水利施設保全対策事業に関し、施設の保全に係る権利の設定及び更新を実施する。

(2) 採択要件

対象施設：国営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体： については、都道府県、市町村、土地改良区等
については、国
- (2) 事業実施期間： については、平成15年度～平成19年度
については、平成15年度から

4. 補助率等

については、1/2

については、10/10

5. 平成18年度概算決定額

431,000(440,588)千円

91,000(46,300)千円

【担当課：農村振興局整備部水利整備課】